

世田谷区告示第48号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年2月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

12-G031

2 変更の区間

世田谷区上馬二丁目665番25の内

3 変更の区域

延長 0.05メートル

幅員 0.67メートル

面積 0.03平方メートル

案 内 図

区管理道路線の区域編入部分（区域決定）

街区

上馬二丁目21番

